

林業普及指導事業交付金（継続）

1 趣 旨

林業の採算性の悪化等林業経営が厳しさを増している中、個々の森林所有者の経営意欲は著しく低下し、自力で専門的技術を取り入れることは困難な状況にある一方、水源のかん養、国土の保全及び地球温暖化の防止などの森林の有する多面的機能の発揮への国民の要請は益々高まってきており、適切な森林整備を推進することが必要になっている。

このため、普及指導職員が試験研究機関や行政との橋渡し役として、森林整備の担い手である森林所有者等に、知識・技術の普及・指導を行い、森林整備を効果的に推進する等の重要な役割を果たしてきているところである。この林業普及指導事業は、都道府県における普及水準を一定に確保しつつ、国と都道府県が一体となって実施する必要があることから、普及指導職員の設置や活動に必要な基礎的経費の経済的支援である林業普及指導事業交付金を要求する。

2 事業内容

- ① 職員の設置 ----- 普及指導員の設置
- ② 巡回指導 ----- 普及指導員による計画的な巡回指導活動の実施
- ③ 巡回指導施設 ----- 巡回指導に必要な普及車両の配備
- ④ 地区運営 ----- 普及指導員の経常活動に必要な機資材の整備
- ⑤ 職員研修 ----- 普及指導員の資質向上のための技術研修、シンポジウムの開催
- ⑥ 林業技術現地適応化 ----- 試験研究の技術成果を現地において実証
- ⑦ 林業普及情報活動システム化 ----- 普及指導員が計画的に情報活動を実施するための情報システム整備、特定情報調査を実施

3 事業実施主体 都道府県

4 交付率 定 額

5 平成18年度概算決定額 519,589千円（2,998,752千円）

（林野庁研究・保全課）